浜田市告示第140号

浜田市妊産婦・乳児健康診査及び妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月30日

浜田市長　三　浦　大　紀

浜田市妊産婦・乳児健康診査及び妊婦歯科健康診査実施要綱の一部を改正する告示

浜田市妊産婦・乳児健康診査及び妊婦歯科健康診査実施要綱（平成31年浜田市告示第59号）の一部を次のように改正する。

別表第3妊婦一般健康診査の項中

「

24,660円
6,380円
3,780円
8,560円
5,780円
10,220円
7,580円
7,640円

」を「

25,120円
6,390円
3,790円
8,570円
5,790円
10,230円
7,590円
7,650円

」に改める。

附　則

この告示は、令和8年10月1日から施行し、改正後の浜田市妊産婦・乳児健康診査及び妊婦歯科健康診査実施要綱の規定は、同年6月1日以後に受診する妊婦一般健康診査について適用する。